

令和6年度 南丹市内地域密着型サービス事業所集団指導
資料4 補足説明

・現在国では、事業所が行う各種届出について、簡素化・利便性向上を図るため電子申請化を進めています。

本市におきましても、今後各種届出をオンラインで受け付けられるよう環境を整えてまいります。

本件については、改めてお知らせする予定ですので、よろしくお願いいたします。

(参考) 介護事業所の指定申請等のウェブ入力・電子申請の導入、文書標準化

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html>

・また、今後電子申請に対応できるよう、令和6年度より指定・更新・変更並びに加算の算定に係る届出に関する様式の見直しを行いました。

国が示す標準様式に合わせていますので、今後の届出については、下記URLでお示しする様式を使用してください。

【令和6年4月から】地域密着型（介護予防）サービス事業者等の指定・更新・変更申請について

https://www.city.nantan.kyoto.jp/www/life/109/014/000/index_1005082.html

【令和6年4月から】介護給付費算定に係る体制等の届出について

https://www.city.nantan.kyoto.jp/www/life/109/014/000/index_1005345.html